

公立大学法人会津大学が取り扱う個人情報の保護等に関する規則

平成24年8月1日規則第3号
改正 2018年4月1日規則第3号
改正 2023年4月1日規則第3号
改正 2023年7月1日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は公立大学法人会津大学が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 次の各号に掲げる文書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第77条第1項の規定による請求 保有個人情報開示請求書(様式第1号)
- 二 法第82条第1項の規定による通知 保有個人情報開示決定通知書(様式第2号)
- 三 法第82条第2項の規定による通知 保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(様式第3号)
- 四 条例第6条第2項の規定による通知 保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第4号)
- 五 条例第7条の規定による通知 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第5号)
- 六 法第85条第1項の規定による移送書（移送先宛て） 保有個人情報開示請求事案移送書(様式第6号)
- 七 法第85条第1項の規定による通知（開示請求者宛て） 保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第7号)
- 八 法第86条第1項の規定による照会 第三者意見照会書（法第86条第1項適用）(様式第8号)
- 九 法第86条第2項の規定による照会 第三者意見照会書（法第86条第2項適用）(様式第9号)
- 十 法第86条第1項及び第2項の規定による意見書 保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第10号)
- 十一 法第86条第3項の規定による通知 反対意見書に係る保有個人情報開示決定等通知書(様式第11号)
- 十二 法第87条第3項の規定による申し出 保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第12号)
- 十三 法第91条第1項の規定による請求 保有個人情報訂正請求書(様式第13号)
- 十四 法第93条第1項の規定による通知 保有個人情報訂正決定通知書(様式第14号)
- 十五 法第93条第2項の規定による通知 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第15号)
- 十六 法第94条第2項の規定による通知 保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第16号)
- 十七 法第95条の規定による通知 保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第17号)
- 十八 法第96条第1項の規定による移送書（移送先宛て） 保有個人情報訂正請求事案移送書(様式第18号)
- 十九 法第96条第1項の規定による通知（訂正請求者宛て） 保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第19号)
- 二十 法第97条の規定による通知 保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第20号)
- 二十一 法第99条第1項の規定による請求 保有個人情報利用停止請求書(様式第21号)
- 二十二 法第101条第1項の規定による通知 保有個人情報利用停止決定通知書(様式第22号)
- 二十三 法第101条第2項の規定による通知 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第23号)
- 二十四 法第102条第2項の規定による通知 保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第24号)
- 二十五 法第103条の規定による通知 保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式

第25号)

二十六 法第105条第2項の規定による通知 審査会へ諮問をした旨の通知書(様式第26号)

(開示の実施)

第3条 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示は、理事長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 理事長は、法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第87条第1項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第4条 法第87条第1項の理事長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴若しくはそれを複写した物の交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

(手数料及び費用負担)

第5条 法第89条第7項の規定により開示請求時に納めることとされている手数料は、無料とする。

2 条例第5条第2項の理事長が定める額は、別表第一のとおりとする。

3 条例第5条第3項の理事長が定める額は、別表第二のとおりとする。

4 条例第5条第2項及び第3項に規定する費用は、前納とする。

(特定個人情報の取扱い)

第6条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報の取扱いについては、理事長が別に定める。

(総括個人情報保護管理者)

第7条 本法人に、個人情報の適正な管理を行うため、総括個人情報保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を置く。

2 総括保護管理者は、総務担当の理事をもって充てる。

3 総括保護管理者は、本法人における個人情報の管理に関する事務を総括する。

(個人情報保護管理者)

第8条 各部局等(公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程(平成18年規程第2号)に規定する附属施設である先端情報科学研究センター、情報センター、産学イノベーションセンター、復興創生支援センター及び宇宙情報科学研究センター、並びに内部組織である学部、学科、部門、研究科、専攻、文化研究センター、語学研究センター、学生部、グローバル推進本部及び事務局(課・室))に、個人情報保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置く。

2 保護管理者は、各部局等の長をもって充てる。

3 保護管理者は、各部局等における個人情報の管理に関する事務を行う。

(個人情報保護担当者)

第9条 各部局等に個人情報保護担当者(以下「保護担当者」という。)を置く。

2 保護担当者は、各部局等の教職員のうちから保護管理者が指名する者をもって充てる。

3 保護担当者は、保護管理者を補佐する。

(監査責任者)

第10条 本法人に、個人情報の管理状況を監査させるため、監査責任者を置く。

2 監査責任者は、総括保護管理者が指名する者をもって充てる。

(委員会)

第 11 条 総括保護管理者は、必要と認めるときは、個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。

(教育研修)

第 12 条 総括保護管理者は、保護管理者、保護担当者その他個人情報の取扱いに従事する教職員に対し、個人情報の適切な管理のための教育研修を行うものとする。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるほか、個人情報の保護に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 号(同号アの改正規程を除く。)及び同上第 2 号の改正規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2023 年 7 月 1 日から施行する。

別表第一(第 5 条関係)

区分	金額
一 複写機(カラー複写機を除く。)による写しの交付 (日本産業規格 A 列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	一枚につき十円
二 カラー複写機による写しの交付(日本産業規格 A 列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	一枚につき三十円
三 一及び二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一及び二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

別表第二(第 5 条関係)

区分	金額
一 複写機(カラー複写機を除く。)による写しの交付(日本産業規格 A 列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	一枚につき十円
二 カラー複写機による写しの交付(日本産業規格 A 列三)	一枚につき三十円

番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	
三 CD-R (日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写した物の交付	一枚につき七十円
四 DVD-R (日本産業規格X六二四一に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写した物の交付	一枚につき百円
五 一から四まで以外の方法による写しの交付又は複写した物の交付	当該写し又は複写した物の作成に要する費用
六 公文書の写し又は公文書を複写した物の送付に要する費用	当該写し等の送付に要する費用に相当する額

様式第1号

保有個人情報開示請求書

公立大学法人会津大学理事長

年 月 日

(郵便番号)

開示請求者 住所又は居所

氏名

連絡先

(電話番号)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する 保有個人情報 (具体的に特定 してください)	
求める開示の 実施方法等	1 事務所における開示の実施を希望する <実施の方法> (1)閲覧 (2)写しの交付 (3)その他 () <実施の希望日> 年 月 日 2 写しの送付を希望する
開示請求者	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
請求者本人確認書類	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
本人の状況等 (法定代理人又は 任意代理人が請求 する場合にのみ記 載してください)	1 本人の状況 (1) 未成年者 (年 月 日生) (2) 成年被後見人 (3) 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の連絡先 (電話番号)
法定代理人が請求する 場合、次のいずれか の書類を提示又は 提出してください	請求資格確認書類 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 ()
任意代理人が請求する 場合、次の書類を 提出してください	請求資格確認書類 1 委任状 2 その他 ()
※ 担当課(室)	

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

公立大学法人会津大学理事長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報を開示することを決定したので通知します。

開示する保有個人情報	(全部開示・部分開示)
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	1 開示の実施の方法等 2 事務所における開示を実施することができる日時、場所 期間： 時間： 場所： 3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込額)
担当課(室)	電話番号() -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人会津大学理事長に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人会津大学を被告として(訴訟において公立大学法人会津大学を代表する者は公立大学法人会津大学理事長となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	
担当課（室）	電話番号（ ） —

（教示）

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人会津大学理事長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人会津大学を被告として（訴訟において公立大学法人会津大学を代表する者は公立大学法人会津大学理事長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 年 月 日 号

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号）第6条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
福島県個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担当課（室）	電話番号（ ） ー

様式第5号

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 年 月 号
日

様

公立大学法人会津大学理事長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号）第7条の規定により、開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
福島県個人情報の保護に関する法律施行条例第7条を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等をする予定です。） 年 月 日
担当課（室）	電話番号（ ） —

保有個人情報開示請求事案移送書

第 年 月 日 号

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人 3 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所：
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
担当課（室）	電話番号（ ） -
備考	（複数の他の実施機関に移送する場合には、その旨）

様式第7号

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の実施機関において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 課所名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
担当課(室)	電話番号() —
備考	

様式第8号

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

第 年 月 日 号

様

公立大学法人会津大学理事長

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うことにしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有 個人情報に含まれている （あなた、貴社等） に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課所名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日
担当課（室）	電話番号（ ） —
備 考	

様式第9号

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

第 年 月 日 号

様

公立大学法人会津大学理事長



（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 1 第一号 2 第二号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課所名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
担当課（室）	電話番号（ ） —
備考	

様式第10号

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

公立大学法人会津大学理事長

住所又は主たる
事務所の所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名

連 絡 先
(電話番号)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示についての御意見	1 保有個人情報を開示されることについて支障がない 2 保有個人情報を開示されることについて支障がある (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

反対意見書に係る保有個人情報開示決定等通知書

第 年 月 日 号

様

公立大学法人会津大学理事長



(あなた、貴社等) から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報について、次のとおりすることを決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 の規定により通知します。

保有個人情報 の名称等 に係る	
することとした理由	
をした日	年 月 日
を実施する日	年 月 日
担当課 (室)	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公立大学法人会津大学理事長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、公立大学法人会津大学を被告として（訴訟において公立大学法人会津大学を代表する者は公立大学法人会津大学理事長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第12号

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

公立大学法人会津大学理事長

年 月 日

開示請求者 住所又は居所 (郵便番号)
 氏 名
 連絡先 (電話番号)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

保有個人情報開示決定通知書の番号等	文書番号： 日付：	
開示請求に係る保有個人情報の名称等		
開示の実施の方法	1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
	2 複写したものの交付	1 全部 2 一部 ()
	3 その他 ()	1 全部 2 一部 ()
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後	
「写しの送付」の希望の有無	有 無 : 同封する郵便切手等の額 円	
※担当課(室)		

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

公立大学法人会津大学理事長

訂正請求者 住所又は居所 (郵便番号)

氏 名

連絡先 (電話番号)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
訂正請求者	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
請求者本人確認書類	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
本人の状況等 （法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください）	1 本人の状況 (1) 未成年者（ 年 月 日生） (2) 成年被後見人 (3) 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の連絡先（電話番号）
法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください	請求資格確認書類 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他（ ）
任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください	請求資格確認書類 1 委任状 2 その他（ ）
※担当課（室）	

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担当課(室)	電話番号() -

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人会津大学理事長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人会津大学を被告として（訴訟において公立大学法人会津大学を代表する者は公立大学法人会津大学理事長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 年 月 号
日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正をしない こととした理由	
担当課（室）	電話番号（ ） —
備 考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人会津大学理事長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人会津大学を被告として（訴訟において公立大学法人会津大学を代表する者は公立大学法人会津大学理事長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 年 月 号
日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する 法律第94条第1項の 規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担当課（室）	電話番号（ ） ー

様式第17号

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第95条を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課（室）	電話番号（ ） —

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 年 月 日 号

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のおり事案を移送します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人 3 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所：
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
担当課（室）	<p style="text-align: right;">電話番号（ ） —</p>
備 考	（複数の他の実施機関に移送する場合には、その旨）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 課所名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
担当課（室）	電話番号（ ） —
備 考	

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



(他の実施機関)に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担当課(室)	電話番号() -

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

公立大学法人会津大学理事長

(郵便番号)

利用停止請求者 住所又は居所

氏 名

連 絡 先

(電話番号)

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) 1 第 9 8 条第 1 項第 1 号該当→(1)利用の停止 (2)消去 2 第 9 8 条第 1 項第 2 号該当→提供の停止 (理由)
利用停止請求者	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
本人等確認	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください）	1 本人の状況 (1) 未成年者（ 年 月 日生） (2) 成年被後見人 (3) 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の連絡先（電話番号）
法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください	請求資格確認書類 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他（ ）
任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください	請求資格確認書類 1 委任状 2 その他（ ）
※ 担当課（室）	

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 号
日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
担当課 (室)	電話番号 () -

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公立大学法人会津大学理事長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、公立大学法人会津大学を被告として（訴訟において公立大学法人会津大学を代表する者は公立大学法人会津大学理事長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 年 月 日 号

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止をしない こととした理由	
担当課（室）	電話番号（ ） —
備 考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人会津大学理事長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人会津大学を被告として（訴訟において公立大学法人会津大学を代表する者は公立大学法人会津大学理事長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 2 4 号

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 年 月 日 号

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 2 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する 法律第 1 0 2 条第 1 項の 規定による決定期間	
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	年 月 日 から 年 月 日 まで
担当課（室）	電話番号（ ） —

様式第 2 5 号

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 3 条の規定により、利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する 法律第 1 0 2 条第 1 項 の規定による期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
個人情報の保護に関する 法律 第 1 0 3 条 を適用する理由	
保有個人情報について利用停止 決定等をする期限	年 月 日
担当課（室）	電話番号（ ） —

様式第26号

審査会へ諮問をした旨の通知書

第 年 月 号
日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けの（実施機関）に対する審査請求について、福島県個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
審査請求に係る 開示決定等	
審査請求の内容	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号
担当課（室）	電話番号（ ） ー
備 考	